大阪府条例第　　　号

　　　職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

　職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－６１

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| 二十七 | （略） | （略） |
| 二十八 | 児童又は生徒に、わいせつの目的で、威迫、偽計、利益の供与等の不当な手段を用いて面会を要求し、若しくは面会を要求して面会し、又は性的姿態等（わいせつな行為等をしている若しくはされている間における人の姿態、性的な部位（性器若しくは門若しくはこれらの周辺部、でん部又は胸部をいう。）又は身に着けている下着のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分をいう。以下同じ。）の画像等を要求すること。 | 減給、停職又は免職 |
| 二十九 | 児童又は生徒の性的姿態等を撮影し、又は性的姿態等の画像等の提供、保管、送信、若しくは記録を行うこと。 | 停職又は免職 |
| 三十・三十一 | （略） | （略） |
| 三十二 | 児童又は生徒に対し、性的な言動であって、性的羞恥心を害し、又は心身に有害な影響を与えるものをすること。 | （略） |
| 三十三 | 三十二の項のうち、常習的に、性的な言動であって、性的羞恥心を害し、又は心身に有害な影響を与えるものをすること。 | （略） |
| 三十四 | 三十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | （略） |
| 三十五・三十六 | （略） | （略） |
| 三十七 | 三十六の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。 | （略） |
| 三十八―六十 | （略） | （略） |
| 六十一 | 六十の項のうち、常習的に賭博をすること。 | （略） |
| 六十二―六十五 | （略） | （略） |
| 六十六 | 六十五の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。 | （略） |
| 六十七―七十一 | （略） | （略） |
| 七十二 | 交通事故（六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十三 | 七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十四 | 交通事故（六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。）により多数の人に傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十五 | 七十四の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十六 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十八の項から七十一の項までに係るものを除く。）をすること。 | （略） |
| 七十七 | 七十六の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |

 | 別表（第二条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 | 非　違　行　為 | 標準的な懲戒処分の種類 |
| 二十七 | （略） | （略） |
|  |  |  |
| 二十八・二十九 | （略） | （略） |
| 三十 | 相手の意に反することを認識した上で、児童又は生徒に性的な言動をすること。 | （略） |
| 三十一 | 三十の項のうち、常習的に性的な言動をすること。 | （略） |
| 三十二 | 三十の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。 | （略） |
| 三十三・三十四 | （略） | （略） |
| 三十五 | 三十四の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。 | （略） |
| 三十六―五十八 | （略） | （略） |
| 五十九 | 五十八の項のうち、常習的に賭博をすること。 | （略） |
| 六十―六十三 | （略） | （略） |
| 六十四 | 六十三の項のうち、常習的に卑わいな行為をすること。 | （略） |
| 六十五―六十九 | （略） | （略） |
| 七十 | 交通事故（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十一 | 七十の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十二 | 交通事故（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）により多数の人に傷害を負わせること。 | （略） |
| 七十三 | 七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |
| 七十四 | 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反（六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。）をすること。 | （略） |
| 七十五 | 七十四の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。 | （略） |

 |
|  |  |

　　　附　則

１－６２

　この条例は、公布の日から施行する。

１－６３